



官庁訪問では採用面接が行われます。各府省等は、官庁訪問を通じて訪問者が各府省等にとって適した人材であるかどうか、行政に対する意欲がどの程度であるかなどを評価し、採用者を人選します。内々定を得るためには、必ず官庁訪問をしてください。

なお、地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないこととしております。特に、遠方にお住まいの方は、上京の時期・期間等を人事担当者に告げるなどして、計画的に効率よく訪問するようにしてください。

また、官庁訪問の際には、必ず身分証明書（学生証等）を携帯してください。

### ▶ 官庁訪問の方法（隔日訪問期間の設定等）

官庁訪問期間中の訪問開始時刻は、8月5日(水)から8月7日(金)までの間は午前8時30分から、8月10日(月)以降は午前9時からとなっています。

8月5日(水)から8月12日(水)までの間は、同一府省等へは、同訪問日の翌日・翌々日については訪問は受け付けません（3日に1回の訪問）。ただし、この3日に1回の隔日訪問期間は、8月12日(水)までとされていますので、8月11日(火)又は8月12日(水)に訪問した受験者が同一府省等を8月13日(木)に訪問することは可能です。

8月13日(木)から8月14日(金)までの間は、同一府省等に2日続けての訪問は受け付けません（2日に1回の訪問）。ただし、この2日に1回の隔日訪問期間は、8月14日(金)までとされていますので、8月14日(金)に訪問した受験者が同一府省等を8月17日(月)に訪問することは可能です。

なお、訪問開始日以降も土曜日及び日曜日は、各府省等とも受験者との接触は、電話、メール等を含め一切行わないこととしています。官庁訪問の受付もいたしません。したがって、金曜日（8月7日）に訪問した府省等をその次の月曜日（8月10日）に再び訪問することは、2日連続での訪問に当たり、行うことができませんのでご注意ください。

内々定の解禁は、8月18日(火)午後5時以降となっています。なお、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（8月19日(水)以降を含む。）になる場合もあり得ます。

### ▶ その他

各府省等は、訪問した受験者への対応においては、できる限り待ち時間を縮減するよう努力するとともに、地方受験者に不利にならないよう、十分配慮することとしています。また、民間企業の面接等の予定がある受験者を過度に拘束することのないよう配慮することとしています。

各府省等は、内々定解禁日である8月18日(火)午後5時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととしています。

※ 各省庁人事担当課長会議申合せについては、人事院又は各府省等のホームページをご覧ください。

また、人事院及び各府省等ではホームページに関連情報を掲載しますのでご覧ください。

## 採用相談について

人事院人材局企画課では、採用に関する相談に応じています。官庁訪問の方法や採用までの手順等について疑問、質問がありましたら、お気軽にお尋ねください。

### ▶ 官庁訪問に関する通報

次のような事例は「申合せ」に反するおそれがありますので、万一そのような場合がありましたら、電話（下記連絡先）やメール（国家公務員試験採用情報ナビ内の「お問い合わせ」をご利用ください。）にて通報してください。

- 第1次試験合格発表日から訪問開始日までの間に、人事院が主催する官庁合同業務説明会又は特定の日に各省庁が実施する業務説明会以外の場において、各府省等の職員から呼び出しがあり勧誘を受けた。
- 隔日訪問期間中に、2日以上続けて各府省等の職員から呼び出しがあった。
- 訪問開始日以降の土曜日及び日曜日に各府省等の職員から呼び出し、電話、メール等があった。
- 深夜まで待たされる、深夜に長時間にわたる電話をされるなど過度な拘束を受けた。  
（午後10時以降にわたって受験者を拘束することは行ってはいけないこととなっています。）
- 内々定解禁前に、内々定に類似する言動があった。

➡ 人事院人材局企画課（受付時間 9:30～17:00 土日祝を除く。）

〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3

Tel. 03-3581-5311(内線)2315, 2316 03-3581-5314(直通)

➡ 人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報ナビ）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>